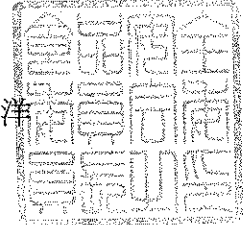




府 食 第 6 5 0 号  
令 和 2 年 9 月 2 9 日

農林水産大臣  
野上 浩太郎 殿

食品安全委員会  
委員長 佐藤 洋



食品安全基本法第 11 条第 1 項第 1 号の健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて（回答）

令和 2 年 9 月 23 日付け 2 消安第 2758 号をもって農林水産大臣から食品安全委員会に意見を求められた事項について、下記のとおり回答します。

#### 記

今回意見を求められた肥料取締法（昭和 25 年法律第 127 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき定められた「普通肥料に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件」（昭和 61 年 2 月 22 日農林水産省告示第 284 号）の改正については、以下により、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 11 条第 1 項第 1 号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当すると認められる。

#### 1. 農林水産省照会文書の 1 及び 2 について

このことについては、法令上の規定の整理を行うものであり、規格値そのものの変更を伴うものではないことから、本改正によって人の健康に影響を及ぼすものではないと考えられる。

#### 2. 農林水産省照会文書の 3 について

このことについては、人の健康に影響を及ぼさない試験法の明確化のための措置であり、規格値そのものの変更を伴うものではないことから、本改正によって人の健康に影響を及ぼすものではないと考えられる。